### PHASE システム・ソフトウェア使用許諾条件

PHASE システム研究会は、次の条件や制限のもとで、PHASE システム・ソフトウェアを無償で使用することを許諾する。なお、利用者が PHASE システム・ソフトウェアをダウンロードした時点で、利用者は本使用許諾条件の各条項に同意したものとみなす。

### 1. PHASE システム・ソフトウェアの定義

PHASE システム・ソフトウェア(「PHASE システム プログラムパッケージ」と同義)とは、東京大学生産技術研究所 革新的シミュレーション研究センター(以下 革新センター)で管理・公開している平成 24 年度までの「イノベーション基盤シミュレーションソフトウェアの研究開発プロジェクト」の成果物を基に開発し、現在PHASE システム研究会が管理しているソフトウェアである。

PHASE システム・ソフトウェアは、ソースプログラム、オブジェクトプログラム、仕様書、設計書、データ、実行結果、マニュアルなど、原則として、PHASE システム研究会から公開するもの全てを含む。ただし、利用者の便宜のために配布プログラムパッケージに同包したサードパーティ製ソフトウェア BLAS、LAPACK、ScaLAPACK、EigenK、EigenExa、および EsmPack などは除く。

### 2. 使用許諾の範囲

利用者が PHASE システム・ソフトウェアを無償で使用できる行為には、自己のために PHASE システム・ソフトウェアを、翻訳 (コンパイル) することによりバイナリを作成する行為、任意のデータを用いて実行する行為、その結果を利用者の自己のために使用および公表する行為、および自己のために改変したソフトウェアを翻訳してこれを実行する行為が含まれる。ただし、自己のために当該ソフトウェアを改変しそれを実行し、その結果を公表する場合には、次項に従うこととする。これら以外の行為(複製・頒布など)は7項で示す場合を除き禁止する。利用者の便宜のために配布プログラムパッケージに同包したサードパーティ製ソフトウェア BLAS、LAPACK、ScaLAPACK、EigenExa および EsmPack などを使用する場合は、それぞれのソフトウェアの使用許諾条件に従うこととする。これらサードパーティ製ソフトウェアの使用許諾条件は、対応するソフトウェアのサイト、BLAS、LAPACK、ScaLAPACK、libEigen、および EsmPack ディレクトリ内の license.txt、ソースファイル、あるいはマニュアルに記述されている。

### 3. 改変における遵守事項

利用者が改変したソフトウェアを使用して得た結果を公表する場合には、改変内容を特定できる説明を添付して公表するとともに、PHASEシステム研究会に改変部分を含むソースプログラムを提出する義務がある。提出されたソースプログラムは、PHASEシステム・ソフトウェアとしてPHASEシステム研究会から公開される可能性がある。公開時期については、提出者とPHASEシステム研究会の間で協議して決定する。公開の際には、本規約第2項に則り、他の利用者に使用を許諾しなければならない。改変した部分の著作権は改変者が保持することができる。

目的の如何を問わず、PHASEシステム・ソフトウェア内部コードの『著作権表示』記載部分を修正する行為は、改変者氏名や改変日時などの改変記録を追加する場合を除き、禁止する。

# 4. 利用者義務

PHASE システム・ソフトウェアを利用した結果を公表する場合には、使用した PHASE システム・ソフトウェアの名前、バージョンを明示するとともに、適切な論文または URL を引用しなれければならない。 利用者が PHASE システム・ソフトウェアのバグや不具合を発見した場合、PHASE システム研究会に報告すること。

### 5. 無保証

PHASE システム・ソフトウェアは、その品質や性能あるいは実行結果について、利用者に対してはいかなる保証もしない。利用者は自己の責任において使用することに同意することとし、もし使用することにより損害が生じた場合には、第三者への損害や被害の修復も含みその結果責任は全て利用者に帰することとする。

### 6. 利用者が本使用許諾条件に違反した場合

利用者が本使用許諾条件に違反した場合には、利用者は、PHASE システム研究会がその状態を是正するために必要と認めて行う措置に無条件に従わなくてはならない。

## 7. 公的機関および事業者が普及促進のために使用する場合

公的機関および事業者がPHASEシステム・ソフトウェアの普及促進のために、第三者へのバイナリの頒布およびバイナリの使用を許諾する権利を得たい場合は、PHASEシステム研究会に申請することとする。PHASEシステム研究会はその頒布及び使用の可否を判断し、特定非営利活動法人物質材料科学ソフトウェア研究会へ答申する。特定非営利活動法人物質材料科学ソフトウェア研究会も可と判断し、契約が必要な場合、申請者は特定非営利活動法人物質材料科学ソフトウェア研究会との間で契約を締結する。PHASEシステム研究会は、PHASEシステム・ソフトウェアのバイナリを作成しこれを提供するか、あるいは申請者がバイナリを作成するのに必要なソフトウェアと情報の提供を行う。

一 以上 一

制定: 平成 26年 5月 9日 改訂: 令和 6年 2月 29日